

令和元年11月18日

於・1002会議室（10階）

第1069回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

# 目 次

1. 開 会 .....	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局）	
(1) 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正 する省令案（ローカル5G等の導入） （諮問第24号） .....	1
(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案（ローカル5G等の導入） （諮問第25号） .....	1
3. 報告事項（総合通信基盤局）	
電波有効利用成長戦略懇談会 令和元年度フォローアップ会合 追 加提言（案） .....	17
4. 報告事項（情報流通行政局）	
平成30年度民間放送事業者の収支状況 .....	29
5. 閉 会 .....	41

## 開 会

○吉田会長 それでは、電波監理審議会を開会いたします。

総合通信基盤局の職員に入室するようご連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

### 諮問事項 (総合通信基盤局)

(1) 無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案(ローカル5G等の導入)

(諮問第24号)

(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案(ローカル5G等の導入)

(諮問第25号)

○吉田会長 よろしいでしょうか。

それでは、審議を開始いたします。

諮問第24号、無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案(ローカル5G等の導入)及び諮問第25号、周波数割当計画の一部を変更する告示案(ローカル5G等の導入)につきまして、荻原移動通信課長及び布施田電波政策課長からご説明をお願いいたします。

○荻原移動通信課長 移動通信課の荻原でございます。

それでは、私のほうから諮問第24号の説明資料に基づきましてご説明させていただきます。

1ページ目をご覧くださいと思います。

ローカル5Gにつきましては、平成30年12月から情報通信審議会におきまして基本コンセプト、それから、免許主体の範囲、技術的条件、それから、共用条件等につきまして審議が行われまして、今年の6月18日に一部答申をいただいております。

その内容につきまして、今回、省令の改正あるいは告示の制定を実施するというものでございます。

2番目の変更概要につきましては、後ろに添付している概要資料で説明させていただきますので、ひとまず飛ばしていただいて、3番目の施行期日をご覧くださいと思います。

本日、答申をいただいた場合には、速やかに関係省令の改正を行いまして、公布日の施行を予定しているということでございます。

それでは、早速ですけれども、概要について説明させていただきます。2ページ以降ですが、表紙をめくっていただきまして、3ページ目をご覧ください。

この参考資料ですけれども、ローカル5Gの全般的な制度概要について資料は幅広に用意しておりますが、主なポイントと必要的諮問事項に係る部分に絞って説明はさせていただきたいと思っております。

ご覧いただいております3ページ目につきましては、5Gは超高速化の進化だけではなくて、超低遅延、それから、多数同時接続といった新しい技術開発の軸があるということで、IoTの時代を担うインフラとして進化を遂げていくということで大きな期待が寄せられているという状況でございます。

次の4ページ目をご覧ください。

その中で、ローカル5Gでございますけれども、携帯電話事業者ではなくても、地域や産業の個別ニーズに応じて、地域の企業ですとか自治体などのさまざまな主体が、自分の建物の中や敷地内でスポット的に柔軟に構築できる5Gシステムということでルール化を検討してまいりました。

枠の下半分に書いてありますように、携帯電話事業者の5Gサービスとは異なる点ということで3点挙げておりますけれども、1つは、エリア展開が遅れる地域に5Gシステムを先行して独自に構築できるということです。

それから、用途に応じて必要となる性能を柔軟に設定することができるということ。それから、携帯キャリアのインフラとは異なり、他の場所での通信障害とか災害などの影響を受けにくいというような特徴がございます。

こういった特徴を活用して、工場でのロボット制御の無線化ですとか、スマート農業などでの導入が期待されているというところでございます。

5ページ目をご覧ください。

ローカル5Gの使用周波数帯、赤の点線で囲ってございますけれども、このうち28.2から28.3ギガヘルツ帯の100メガヘルツ幅を先行して制度化を行いたいと考えております。今回はこの部分のご審議をいただきたいと考えております。

そのほかの周波数帯につきましては、情報通信審議会におきまして、共用検討をさらに継続していただいて、来年11月から12月ごろに制度化をしたいと考えているところでございます。

6ページ目をご覧ください。

5Gにつきましては、導入当初、技術仕様の関係で、ノンスタンドアロンの構成として制御のための信号をやりとりするのに4Gの基地局とコアネットワークが必要になります。ローカル5Gも4Gネットワークと組み合わせて構築していく必要があるということになります。

このため、ローカル5Gの制度整備とあわせまして、ノンスタンドアロン構成の4G基地局として自営等BWAの制度化を検討させていただいております。

自ら自営等BWAを構築するほかにも、既存の全国MNOですとか、地域BWA事業者から4Gの設備等を借り受けることも可能でございます、いろいろ

ろな手法があるわけですが、その中で、自営等BWAについて今回、あわせて制度化させていただきたいというものでございます。

それから、7ページ目をご覧くださいと思います。

ローカル5Gの免許の範囲についてですが、自己の建物内あるいは自己の土地内で、建物または土地の所有者等に免許することを基本としております。

また、土地あるいは建物の所有者の方からシステム構築を依頼された人も、その依頼の範囲内で免許取得が可能ということにしております。

こうした利用方法を、この資料の中段にございますように、「自己土地利用」と呼びまして、ローカル5Gを優先的に利用できることとしています。

その下の「他者土地利用」につきましては、端末を固定させた状態で利用する固定通信に限定して認めていくということを考えております。

また、他者土地利用につきましては、自己土地利用されていない場所に限って免許を行うということにしております。後から同じ場所で自己土地利用をしたいと土地の所有者が言ってきた場合には、他者土地利用をしている者が対策を講じることを免許の条件とするものでございます。

それから、8ページ目は、今、申し上げたことを図にまとめたものですので、説明は割愛させていただきます。

それから、9ページ目につきましては、ローカル5Gと全国キャリアの関係についてまとめたものでございまして、今回の諮問事項とは直接的な関係はございませんので、飛ばさせていただきます。10ページ目をご覧くださいと思います。

これは、ローカル5Gの技術的条件についてまとめたところでございまして、基本的には全国キャリアの5Gと同様の内容となっております。一部相違点がございしますが、具体的には、専用周波数帯幅の許容値が全国5Gと異なった数

値を用いております。

それから、ローカル5Gは、下から3番目ですけれども、最大空中線電力及び空中線電力の許容偏差ということで許容値を規定しておりますけれども、全国5Gは上限を規定していないという相違がございます。

それから、11ページ目でございますけれども、地域BWA帯域を使った自営等BWAについてでございます。

この2575から2595メガヘルツにつきましては、現在、電気通信業務用として市町村単位で公共の福祉の増進に寄与するサービスである、地域BWAに割り当てています。

今回、この帯域に新たに電気通信業務用以外に、自己の建物内か、あるいは、自分の土地の範囲内で構築可能な自営等BWAを制度化したいと考えております。地域BWAが免許されていないエリアに限ってということで利用可能にしたいというものでございます。

12ページ目は、今、申し上げたことを図にまとめたものでございますので、飛ばさせていただいて、13ページ目でございますけれども、これは、地域BWAと自営等BWAを表で比較しているものでございますけれども、1つ、大きな違いといたしましては、上から4つ目の項目になりますけれども、右側の自営等BWAのところ括弧で米印で書かせていただいておりますけれども、地域BWAにつきましては、公共の福祉の増進に寄与するというので、免許の際その計画の提出を求めておりました。

一方で、自営等BWAにつきましては、ローカル5Gのアンカーバンドとしての利用ということ想定しているものでございまして、自分の土地の中での利用が基本になるということでございますので、地域BWAで求めていたような公共の福祉の増進に関する計画の提出は不要とする点で異なっております。

それから、14ページ目でございますけれども、これが今回の主な改正内容

となります。2575から2595メガヘルツの無線局につきまして、まず、無線局の開設の根本的基準第3条になりますけれども、地域BWAを定義するとともに、自営等BWAについて公共の福祉の増進に寄与する計画の保有を要しない旨の規定を整備しております。

それから、電波法施行規則、その下でございますけれども、ここでは包括免許の対象となる無線局としてローカル5G、それから、自営等BWAの陸上移動局を追加するというものでございます。

それから、その2つ下です。無線設備規則の改正の一覧がございますけれども、ここではローカル5Gの定義を規定することにあわせまして、ローカル5Gの無線設備の技術的条件をミリ波帯の全国5Gの規定に追加する形で制度化するという改正をさせていただくものでございます。

それから、15ページ目をご覧ください。

今回、パブリックコメントをかけさせていただきましたけれども、その意見を反映して修正するものです。

15ページ目でございますけれども、ローカル5Gの無線設備につきましては、当初、無線設備規則の第49条の6の12第3項という形で独立した形で規定しようとしておりましたけれども、意見募集を行ったところ、ソフトバンク、それから、WCPから、同様の意見だったんですけれども、ローカル5Gの技術基準の中身自体は全国5Gのミリ波帯の技術基準とほとんど同じ規定内容であるということですので、全国5Gの技術基準の中に規定することが望ましいのではないかというご意見がありました。

ほかの規定との関連を我々も検討いたしまして、もともと全国5Gとローカル5Gとの間で業務の違いがあるので、規定を分けていたわけですが、技術的な内容が同様であるということで、このご意見を踏まえて、ローカル5Gの規定を全国5Gの規定に統合するという形で整理することとしました。



その結果、関連する省令についても、幾つかございますけれども、当初の案から変更させていただいているということでございます。

16ページ目でございますけれども、あわせて、今回、10件の告示改正を実施しております。必要的諮問事項に係る改正は今回はございません。

それから、17ページから19ページにパブリックコメントでいただいた意見に対する考え方をまとめております。

パブリックコメントは9月28日から10月28日の1カ月間、意見募集を実施しております。必要的諮問事項に関しましては5件の意見提出がございました。

このほかに、必要的諮問事項以外の省令あるいは告示の改正案ですとか、あるいは、ローカル5Gの導入に関するガイドライン案についても一緒に意見募集を行いまして、29件のご意見をいただいております。

また、提示した案と全く関係ないご意見も2件ございました。

ここでは、必要的諮問事項に関する意見について簡単にご紹介させていただきます。

まず、1件目の日立国際電気からは賛同意見の提出ということでいただいております。

それから、17ページの2件目ですけれども、クアルコムからは、今回制度化を行うローカル5Gと既に制度整備されている全国キャリア向け5Gを同じ技術基準適合証明で取得できるようにしてほしいという意見でございまして、今回の改正案で対応できているという旨を回答させていただいております。

それから、また、告示の中で無線局免許申請書に記載する無線設備の規格コードとして、新たにローカル5Gのコードを追加しておりますけれども、技適の申請の際に全国5Gとローカル5Gが別々のコードとなると混乱するのではないかということで、統一してほしいというご意見をいただいております。

ただ、これにつきましては、無線設備の規格コードは無線局免許申請の際に必要なコードで、技適の申請の際に使用するものとは別のものですので、その旨を回答しているということです。

それから、次の18ページで、情報通信ネットワーク産業協会からは賛同意見と、あと、測定法に関しまして、アンテナと増幅器が一体となった基地局の測定方法について検討が必要だというふうにご意見をいただいております。

これは、今後、必要に応じて所要の整備を行っていきたいというふうに回答させていただいております。

それから、4件目と5件目が、先ほどご説明申し上げましたソフトバンクとWCPからのご意見でございます。先ほど申し上げましたとおり、この意見を踏まえて修正をいたしております。

それから、20ページから42ページ、それ以降の資料でございますけれども、20ページに参照条文がございまして、それから、24ページ目が諮問書ということになっています。それから、25ページ目に省令改正案をつけさせていただいております。

説明は以上でございます。

○布施田電波政策課長 続きまして、諮問第25号、周波数割当計画の一部を変更する告示案についてご説明させていただきます。説明資料は別になりまして、02、右肩上に諮問第25号説明資料と書かれているものでございます。

こちらの諮問第25号は、先ほど移動通信課から説明がありましたローカル5G等の導入のための周波数割当計画の変更を行うものでございます。

具体的な変更内容につきましては、2ページ以降の参考資料でご紹介させていただきます。2ページ目をご覧ください。

その下段に変更の概要のイメージをつけてございます。

今回、ローカル5G等を導入するに当たり、2.5ギガヘルツ帯のBWAシス

テムで使用されている帯域のうち、地域BWAに割り当てられている帯域に自営等BWAを追加するため、2575メガヘルツから2595メガヘルツまでの航空移動を除く移動業務の無線局の目的に、資料では赤字で書いてございますが、公共業務用及び一般業務用を追加するものでございます。

この、周波数割当表に周波数区分を直接追加したことによりまして、これまで別表10-4で規定していたことが不要になりますので、削除させていただきます。

次に、右側でございますが、28ギガヘルツ帯においては、全国キャリア向け5G帯域とローカル5G帯域を区別するために規定を変更させていただきます。

27.5ギガヘルツから28.5ギガヘルツまでの移動業務のうち、27.5ギガヘルツから28.2ギガヘルツまでの全国キャリア向けの帯域につきましては、無線局の目的を電気通信業務用のみにいたします。

ローカル5Gは28.2から28.3ギガヘルツということでございます。

本件につきましては、パブリックコメントをしております。他の省令と同様に、令和元年9月28日から10月28日まで実施いたしました。周波数割当計画の変更に関するご意見はございませんでした。

本件の施行期日につきましては、答申をいただいた後、関係規定とあわせまして、速やかに変更していくことを予定しているところでございます。

説明は以上でございます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

ただいま諮問第24号並びに25号につきましてご説明いただきましたが、委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○林委員 よろしいでしょうか。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○林委員 ご説明ありがとうございました。いくつかコメントないし質問がございます。

一つ目は、このローカル5Gとして当面想定されているユースケースとしては、ビジネスユーザの自営利用、例えばスマートファクトリーを対象とした事例が大半を占めているように見えるのでございまして、国策として地方創生を目指し、地域課題の解決に資する利活用モデルを推奨している中において、ルーラルエリアの地方自治体が抱える課題を解決するソリューションとなる事例は、私の印象ではまだ乏しいように思われます。地域の自治体や企業が利用可能な低廉なサービスの実現や、サービスを利用する自治体等に対する手厚い利活用のサポートの実現が必要だと思われます。また5頁のスライドにもありますように、当面は「屋内」又は「敷地内」での利用を基本とするようですが、当面はそうだとしても、将来的には、例えば車両の隊列走行といったような利用形態が可能となるように屋外での利用可能な電波の割当てについても検討していただきたいと思います。そういうローカル5Gの普及促進に向けた取り組みをさらに拡大していただきたいというふうに思っているのが、まず1点目でございます。

それから。まだ続けてよろしいでしょうか。

○吉田会長 はい。どうぞ。

○林委員 あと、直接の諮問事項ではございませんが、スライドの9頁に係ることについてお聞きしてよろしいでしょうか。さきほど御言及がございましたように、本諮問事項と表裏一体をなすものとして、ローカル5G導入に関するガイドライン案が公表されており、このガイドラインはローカル5Gに係る制度の枠組みの透明化を図るために制定されたものと位置付けられておりますが、まだ明確でないと思われる点がございます。例えば、全国MNO等との連携が、NTT東西の提供するローカル5Gサービスを実現するために、

不可欠なものである場合には、両者が必要最小限度の範囲において連携することは可能としていますが、アンカー利用といっても、全国MNOから4Gの卸提供を受ける場合、あくまで「技術的」な話ですが、技術的にはローカル5Gエリア「外」での4Gサービスも、提供できる可能性はないでしょうか。要は、「必要最小限」かどうかについて、提供の実態を事後的にでも検証する必要があるのではないかと感じた次第です。

あと、最後なんですけれども、ガイドライン案では、「NTT東西が全国MNOとローミング接続を行うことは原則として認められない」とは書いてありますが、第三者が、ローカル5Gの免許人たるNTT東西から、ローカル5Gの卸提供を受けて、その第三者が全国MNOからローミング提供を受けることがもし可能だとしますと、当該第三者を介して、間接的に、NTT東西が実質的な移動通信サービスを提供することが可能となるような気がするのですが、そうなりますと、「NTT東西が全国MNOとローミング接続を行うことは原則として認められない」としたガイドラインの趣旨がどのように整合的に担保できるのかというのが、ちょっとわからなかったものですから、このあたりどういう整理がなされているのか。

私は競争政策が専門ですので、とりわけそういうところにアンテナが伸びるのかもしれないけれども、この点についてご教示いただければというふうに思います。

以上でございます。

○吉田会長 萩原課長、お願いします。

○萩原移動通信課長 3つご意見をいただきました。ありがとうございます。

まず、1つ目ですけれども、ローカル5Gのユースケースにつきましては、確かにスマート工場とかそういったところも主な利用先として書かせていただいています。

ご指摘いただきましたように、やはり5Gに期待されるのは地域課題を解決するのに役立てていただくというところだと認識しております。

ただ、そのためには、これも先生からご指摘いただきましたけれども、やはり低コスト化、例えば農業に導入するということを考えますと、やはり機器のコストを低廉化していくとか、あるいは、専門家の方ではないので、いろいろな事業者とかメーカーのサポートが必要になるということかと思えます。

低コスト化につきましては、やはり導入当初はなかなか機器の低コスト化はすぐには進まないと思えます。ただ、普及に伴いまして徐々に進んでいくと思えますので、また、最初は機器も導入当初のものよりもどんどん高度化も進んでいくと考えられます。使いやすさという面でも進んでいくと思えます。できるだけサポートしていただく方が確保できるようにとか、あるいは、低コスト化が進むように、様々な要因があるとは思いますが、そこは早目にそういった段階に進んでいくように我々も必要な支援策を検討していきたいと考えています。具体的には、来年度予算要求もさせていただいておりますけれども、利用シーンごとにモデル事業を実施して、5Gを導入しやすい環境をつくっていくというようなことにも取り組んでいきたいと思っております。

それから、屋外での利用についてはお話しいただきましたけれども、それにつきましては、屋外で使う場合に、1人の免許人の方にどれぐらいのエリアを認めたらいいのかとか、屋内や、建物の中で使う場合よりもたくさんのルール化を検討しなければいけないので、もう1年かけて検討させていただきたいと思えます。

それから、ガイドラインのお話につきましては、NTT東西に対して、全国MNOにはアンカー利用としての利用は認めるという点でございましてけれども、ここはやはり必要最小限ということで、今回、アンカー利用に限ってということを書かせていただいております。

ただ、その後、運用していく中で、その趣旨と違うことが行われないうに  
というのは、おっしゃるとおり、検証する仕組みというのは必要かというふう  
に考えております。

やはりローカル5Gはこれから立ち上がっていくものでございますので、あ  
れも、これもだめというような形になってしまうと、なかなか市場が立ち上が  
らないのではないかとということで、まずは導入してみて問題があるようなこと  
があれば、私どももしっかり注視して対応していくということでやらせていた  
だければと考えております。

そういう意味では、3つ目のご質問についても同様の対応をとらせていただ  
くということにさせていただければと考えております。

○林委員 ありがとうございます。

1点目は、まさに私も全く同感で、まさに総務省の制度的支援であるとか、  
あるいは、政府の補助金といったら直截的かもしれませんが、そういった  
資金的な優遇措置も含めた5Gの普及促進に向けて、総務省としても非常に  
そのあたりをバックアップしていただきたいというのは、私も強く思っている  
次第です。

第2、第3の点は、ガイドラインの制定は運用の透明化ということが立て付  
けとしてあったので、まだガイドラインは「案」ですけれども、策定して終り  
というのではなくて、適時適切に改定されていくということが要請されると思  
います。今後、改定されていくということは当然念頭に置かれているのかもしれ  
ませんが、あの案を字面だけ見るとまだちょっとわからないところが  
多々あったので、そこは、おっしゃるように、より良い改定に向けてしっかり  
検証等をしていただいて、もし問題があれば、改善していただければ非  
常にありがたいというふうに思っております。

以上です。どうもありがとうございました。

○吉田会長 ただいまのご質問にちょっと重なるところがあるかもしれないんですけども、地方創生にローカル5Gが非常に役立つのではないかとといった議論を拝聴して、地方の方も含めて、いろいろな方がこれからこの5Gを使いたいと思われたときに、果たしてこのローカル5Gを使ったほうがいいのか、あるいは、むしろ全国キャリアの5Gを使ったほうがいいのか、それぞれのメリット、デメリットがわかりづらいというか、判断が難しいのではないかと感じています。

すなわち、ちょっと危惧しますのは、皆さん、ローカル5Gはいいと思って始められたけれども、お金はかかるわ、メンテナンスがなかなか大変で、トラブル発生時には一々誰かを呼ばないといけないようになってきて、全国キャリアの5Gを使ったほうがよかったんじゃないかと、後で後悔されるようなことが起こらないかという点です。したがって、最初に、事業を始められるときに、今、やろうとしていることに対しては、ほんとうにローカル5Gが良いのか、ローカル5Gが良い場合でも、果たして今28ギガヘルツ帯でローカル5Gを始めたほうが良いのか、1年待って4.5ギガヘルツ帯でローカル5Gを始めたほうが良いのか、あるいは、こういう使い方であれば、むしろ全国キャリアの5Gを使ったほうが良いのか、そのあたりが、できるだけクリアに判断できるようなガイドライン的なものを準備していただけると大変ありがたいなと今の議論を聞きながらちょっと感じました。

ほかにいかがでしょうか。

○長田委員 では、よろしいですか。

○吉田会長 はい。

○長田委員 最近、メディアに出ているNTT東西と東大でやられるローカル5Gオープンラボというのは、総務省と何か関係はないんですか。

○荻原移動通信課長 総務省の予算が使われているとか、そういう関係はござ



いません。

○長田委員 ただ、さまざまな利用の形態を実験的にやってみるといえるのか、場の提供ということなので、いろいろ得られるものもあるのかとは思いますが。結局、いろいろなところで使っていただかなければいけないので、何かネックになっているものがあれば、それがわかるということなのかと思いましたが伺いました。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○兼松代理 ローカル5Gの特徴として必要となる性能を柔軟に設定することが可能ということがございましたけれども、当面の今回の分につきましては、基本的に全国キャリアの5Gと同じような技術的条件ということで、あまり自由度はないのかというふうに、素人なのでよくわからないんですけども、その点はいかがなんでしょうか。

○荻原移動通信課長 技術基準としましては、全国キャリアの無線設備と同様の技術基準ということで、今回、設定しておりますけれども、その技術基準の範囲内で、例えば農業でセンサーを使って、いろいろな情報を集約して分析してというような使い方をしたいときには、例えば大容量の高速通信という機能は必ずしも必要ではないケースがあります。あるいは、スマートファクトリーでも、とにかく高速できれいな映像で、ベルトコンベアの製品をそれで監視したりとか、そういう場面場面に応じて5Gの、必要な機能だけを実現できればいいということで、必要ない機能をそぎ落として、その利用シーンに特化したような機器をつくと安くできる場合もあるかと思えます。

事業者ですと、やはりいろいろな方に提供したり、あるいは、安全性、信頼性というのをかなり高いレベルのものを求められたりしますけれども、ローカル5Gですと、目的に応じて機器の性能も柔軟に設定できるということで、そういう意味で性能を柔軟に設定するというようなご説明をさせていただいたと

いうことをございます。

○吉田会長 あと、ちょっと1点、お伺いしたいんですけれども、例えば8ページのところで、ローカル5Gの利用イメージということで、所有者等利用の例とか、他者土地利用の例が挙がっていますが、たとえ所有者等利用の場合であつてもちょっと電波が飛び過ぎてお隣の所有者等利用エリアと干渉が起こるとか、一般に他者土地利用を含めて、さまざまな電波干渉にかかわるトラブルが発生し得る可能性があるのではないかと推測するんですけれども、そういうトラブルが発生したときは当事者同士が調整しなさいという形になるのでしょうか。

こういった調整を何らかの形でサポートするような仕組みというのはあるのでしょうか。そのあたりどうなるのかとちょっと気になったんですけれども。

○荻原移動通信課長 基本は当事者同士で調整していただくことにしていますけれども、導入当初からそういう事例がどれだけ出てくるかというのは見えなところではあります。けれども、やはりサポートが必要だというような状況が見受けられるようであれば、私どもは何かしらの仕組みを例えば話し合いがしやすいような場を設定するとか、何らかの形で対応が必要になってくる可能性があるという意識は持っています。

○吉田会長 そうですね。トラブルなくずっと進んでいけばいいんですけれども、やはり電波なので、いろいろなことが起こり得るかと思います。そういうときに何らかのうまく解決する方法を考えていただけるとありがたいと感じました。

では、ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○林委員 私のさきほどの発言の補足ですが、私も、さきほど課長がおっしゃったように、ローカル5Gの利用促進をめざすにあたって、いきなり規制色を出すべきではないという方針には大いに賛成でありまして、ただ、せっかくこう

いうローカル5Gというのができる以上は、事業者に不安やあるいは不満がいたずらに生じることのないように、さきほど会長がおっしゃったように、よりわかりやすくすることが大事でして、そのために、さらなる明確化を図っていただきたいというのが先ほどの私の発言の趣旨です。そうなっていくと、パブコメで表明されていたようなある種の懸念や不安もだいぶ減るんじゃないかと思っていまして、そのあたり、さらなるご努力をよろしくお願いいたします。

○荻原移動通信課長 ありがとうございます。

○林委員 済みません。失礼しました。

○吉田会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にほかにご意見等ないようでしたら、諮問第24号及び第25号は、諮問のとおり改正及び変更することが適当である旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それではそのように決することといたします。ありがとうございます。

## 報告事項（総合通信基盤局）

電波有効利用成長戦略懇談会 令和元年度フォローアップ会合 追加提言(案)

○吉田会長 それでは、続きまして、報告事項「電波有効利用成長戦略懇談会 令和元年度フォローアップ会合 追加提言(案)」につきまして、片桐企画官のほうからご説明をお願いいたします。

○片桐電波政策課企画官 ご説明させていただきます。

03番の報告資料をご参照ください。こちらの2ページをご覧ください。

まず、追加提言に至るまでの経緯について簡単にご紹介したいと思います。

こちら、平成29年11月から電波有効利用成長戦略懇談会というものを開催いたしまして、周波数割当制度の見直し等について検討いたしました。

この検討結果について、平成30年8月末に提言を取りまとめまして、その結果として、今年の5月でございますが、電波法を改正したところがございます。

ただ、電波をめぐる環境といたしますのは、刻々と変化していますことから、さらに深掘りすべき課題や、新たに顕在化した課題につきまして、懇談会のフォローアップ会合を9月から開催したところがございます。

この議論を踏まえまして、10月末に追加提言(案)というものをまとめて、現在、パブリックコメントを募集しているところがございます。

この追加提言(案)の内容ですけれども、下の赤い枠で書いていますように、1から5についてまとめております。

3ページ以降でそれぞれの具体的な内容について簡単にご紹介させていただければと思います。

3ページは飛ばしまして、4ページ目をご覧ください。

それぞれの課題につきまして、構成としましては、(ア)背景、(イ)主な意見、(ウ)提言という3部構成になってございます。

まず、1番目のダイナミック周波数共用システムの実運用についてでございます。

背景としましては、ダイナミックな周波数共用について、図表1をご覧ください。ただ、これだけでは、現状、異なる無線システムで同一の周波数を共用しようとした場合には十分な離隔距離を保って共用しているところがございますが、これを、電波のより有効な利用を確保する観点から、地理的にはよ

り密に、また、時間的にも共用するといった、より柔軟な共用をできるようにするというものがダイナミックな周波数共用でございます。

5 ページ目の図をご覧ください。

このダイナミックな周波数共用を実現するために、現在、システムを開発しております。こちらのシステムについては、早ければ2021年度から実用化される見込みではございますが、単にシステムを開発ということではなく、実際に運用するに当たって、システムの運用主体の在り方、あるいは、一次利用者の保護の担保等々について検討することが必要となるといったことが今回の背景となったものでございます。

主な意見は割愛させていただきまして、6 ページ以降、提言の内容について簡単に説明いたします。具体的には7 ページ目をご覧ください。

この点についての提言は主に3つでございます。

1つ目が、共用ルールの策定に当たっては、免許人にとって過度な負担にならないよう配慮しつつ、運用計画が適切に提供されるようにすることが適当ということでございます。

もう1つがシステムの運用主体でございます。こちらについては、電波法に基づき公的機関として国の監督を受ける者とするなど、公平中立的な業務運営や、秘密保持を確実に実施できる機関とすることが適当としております。

もう1つ、最後の点でございますけれども、システムの実運用に当たっては、当初は試行的な運用とし、研究開発等の結果や諸外国における状況等も踏まえまして、課題を検討した上で本格運用に移行することが適当としております。

では、8 ページ目をご覧ください。

2点目の技術基準不適合機器の流通の抑止でございます。背景としては、無線機器の認証段階、流通段階の2点に分けて書いてございます。

まず、認証段階についてでございますが、本年1月、一部の機能についての

み技適を取得し、他の機能は未取得のままのW i - F i 機器というものが広く販売されていたということが発覚いたしました。

この機器には日本ではW i - F i 用として使用できない5.8ギガヘルツ帯の電波を発射する機能も搭載されていたところでございます。

現行の技術基準適合証明制度は、申請に基づき審査を行うといった性格上、申請を希望しない無線設備については、登録証明機関が技術基準適合性の確認を行うことはできないといった仕組みになっております。

また、現在製造・販売されている無線機器は、同一の筐体に複数の機能、モジュールを搭載していたり、あるいは、発射する電波の周波数等がファームウェアで制御されているといった形で、申請者側において適切に申請書類を記載しない限り、なかなか登録証明機関側で、正確な電波発射の範囲や機能を特定することは困難な状況になっているといったことが背景でございます。

また、無線機器の流通段階についての背景といたしましては、現在、電波法では製造業者、輸入業者、販売業者に対し技術基準に合致しない無線機器を流通させることのないよう努力義務を課していますが、実際は、市中の販売店において、技術基準に適合しない機器が販売されていたり、また、インターネット上のショッピングサイトにおきましても同様に、こうした機器が販売されていて、一般消費者が容易に購入できる状況となっているということがございます。

こうした状況に対しまして、インターネットショッピングサイトの運営者においては、一定の措置は講じているものの、実際にこういった機器の流通を効果的に抑止できる状況にはなっていないということがございます。

また、諸外国の状況を見ますと、例えばEUにおきましては、在庫管理や発送等の業務を行うインターネットショッピングサイト運営者を「フルフィルメントサービスプロバイダー」と位置づけ技術基準不適合機器を市場から排除す

る責務を負わせる規則を成立させました。こちらは、2021年10月16日までに国内法制化されるように義務づけられております。

このほかの課題といたしまして、今、申し上げました努力義務でございますが、この義務を担保する措置である「勧告」というものがございます。

この「勧告」というのは、他の無線局に対する著しい妨害が実際に発生するということが要件になっていまして、現実には妨害が発生するまでは電波法上、是正措置を求めることはできないということがございます。

さらに、この勧告の実効性を最終的に担保する仕組みといたしまして、「命令」の仕組みもございますが、この対象は、妨害を受けた無線通信が「重要無線通信」である場合に限定されておまして、例えばETCといった、電波法上「重要無線通信」に定義されていないものについてはこれに該当しないということがございます。

それぞれに対して主な意見ということで意見が寄せられたのですけれども、こちらについて、12ページをご覧ください。

今、申し上げました課題に直接対応したものではないのですけれども、これに関連いたしまして、中古携帯電話端末の流通に関しまして、下のような意見がございました。

具体的には、改正電気通信事業法の施行により端末と通信の完全分離が実施されたことを受けて、中古端末の本格的な流通が期待されるところですが、国内において需要のある機種が中古端末市場において十分に供給されていないように見える一方で、海外ではそういった端末が多数流通しているのですけれども、これは日本市場向けでないため、技適を取得してないというものでございます。

このため、例えば届出をした輸入業者や販売業者であれば、こうした技適を取っていない端末であっても輸入・販売できるといった仕組みを創設すること

について検討できないかといった意見でございます。

ただ、この意見に対しましては、技術基準への適合性というのは消費者の安心・安全を確保する上での中心となるものだといった意見や、一度販売されれば回収が困難になるので、本件は慎重に扱うことが必要といった意見、人体への影響についても懸念があるといった意見も寄せられたところでございます。

こうしたご意見を踏まえまして、ウの提言でございます。

まず、無線機器の認証段階については13ページをご覧ください。

上から2つ目のパラグラフの最後の部分でございますが、申請者自身が申請範囲以外の電波を発射してはならないという認識を明示するような仕組みを検討することが適当だということを提言として書かせていただいております。

次に、無線機器の流通段階でございます。

こちらについては、技術基準不適合機器の効果的な流通抑止のためには、努力義務を適切に果たしていない販売業者を減少させるということが必要ではあるのですが、それとともに、インターネットショッピングサイトの運営者の中で、特に無線機器の販売に深く関与し、これらの無線機器と消費者との間の実質的な接点としての機能を果たしている者において、適切な取組がなされることも不可欠ではないかとしております。

また、こうしたことがありますので、媒介等業者、こちらは、今申し上げましたインターネットショッピングサイトの運営者でございますけれども、こちらに対しては、販売業者と同様に技術基準不適合機器の流通の抑止に向け、努力する義務を課すといったことも一案としては考えられるとしております。

また、製造業者、輸入業者、販売業者に対しては、14ページの一番上の段落でございますけれども、今、努力義務がかかっているのですが、その具体的な内容が必ずしも明らかではないことから、これをガイドライン等の形で対外的に明示することが適当であるとしております。



また、こうした事業者側の取組とあわせまして、総務省においても、これを防ぐための体制を強化する必要があるとともに、技術基準不適合機器の流通を把握した場合は、実際に混信等が発生しなくとも、必要に応じて勧告等によってこれらの機器の流通を抑止できるようにすることが適当であるとしております。

このほか、I o Tの進展に伴いまして、様々な無線通信が社会のあらゆる分野で活用されているということを踏まえまして、「重要無線通信」以外の無線通信であっても、国民生活に重大な影響が生じ得るものへの妨害については、重要無線通信と同様に、確実に是正措置が講じられるような仕組みとすることが適当であるとしております。

最後に、中古携帯電話端末の流通についてでございます。

こちらについては、海外モデルの中古携帯電話端末は、他の無線局に対して妨害を与える可能性があることや、また、人体への安全性に係る基準を満たしていない可能性もあるといったことを踏まえまして、やはりこれが広く市場に流通することは適当ではないのではないかとしております。

次に、3のワイヤレスI o T人材の育成でございます。15ページをご覧ください。

この課題の背景ですが、アに書いてありますように、近年、新たなワイヤレス活用ニーズ、例えば先ほど諮問の説明がありましたローカル5Gですとか、あるいは、LPWA等が増えたため、電波利用の裾野が拡大しています。

こうしたことから、これまで電波利用システムの構築や運用の経験のなかった自治体や企業といった新規ユーザ等が自らネットワークの構築に関わる機会が増えているところでございます。

一方で、こうした新規ユーザ等におきましては、必ずしも電波法に基づくルールを含む必要な知識があるわけではないといったことが課題、背景として挙

げられているところでございます。

16ページをご覧ください。この課題につきましての提言でございます。

ワイヤレスIoT人材の育成に関する課題としては、ICTシステムの導入に必要な知識・技術を有する人材の絶対数が不足しているということが挙げられます。

これは、図表3の日米のICT人材数のグラフをご覧いただきたいのですが、日本は、アメリカに比べましてICT人材の絶対数が少なく、かつ、ベンダ企業の割合というのが高くなっているというところでございます。

このことは、日本ではユーザ企業自身がシステムを構築せずにベンダ企業にアウトソースするという傾向が強いといった構造的な特徴も示しておりまして、こういったことが課題になっているということでございます。

こうした課題を踏まえまして、「ユーザ企業側」のワイヤレスIoT人材の育成が急務であるものの、ユーザ企業側のワイヤレス人材の育成に向けた資格や試験等というのは必ずしも充実していないということでございます。

その点は図表4をご覧いただきたいのですが、縦軸の上が情報処理／有線系、下がワイヤレス系、横軸の左側が提供者側、右側がユーザ側といったグラフを作りますと、この右下部分、ワイヤレスかつユーザ企業側というものに対する資格や研修といったものが手薄になっているといったことが見てとれると思います。

したがって、総務省においてはこの部分に焦点を当てて、「ワイヤレスの基礎的な知識を習得した利活用者」の育成を図ることが適当ではないかとしております。

18ページをご覧ください。

図表5は、こうしたユーザが習得すべき項目について、7項目にまとめたものでございます。

こうした点につきまして、基本的には多様なニーズに柔軟に対応ができるといった民間の取組の特徴を活かしまして、民間主導で行っていくのが重要ではないか、としており、総務省においては、ニーズのある業界団体等との連携を強化するなど、こうした民間の取組を一層支援していくことが適当であるとしております。

また、ワイヤレス分野は習得した知識の陳腐化が非常に早いという特徴がございます。このため、総務省においては、民間資格の更新制化を推奨したり、あるいは、知識の習得時期の見える化を促したりといった環境整備を行うことが適当であるとしております。

これ以外にも、効果的に人材の育成を進めるためには、ワイヤレスIoT人材の裾野を広げていくといった取組についてもあわせて進めることが適当としております。

20ページをご覧ください。4点目、新たな電波システムの海外展開への対応でございます。

背景としては、我が国は、電波システムといった分野については技術力が高いといわれている一方で、平成29年の無線通信機器・放送機器等の輸出入額を見ますと、輸入額が3.12兆円であるのに対しまして、輸出額は0.34兆円にとどまっているなど、非常にアンバランスになっておりまして、したがって、電波システムの海外展開は喫緊の課題だというふうに考えられるところでございます。

これを踏まえまして、提言でございます。21ページの一番下のパラグラフでございますけれども、総務省においては、(1)から(3)の方針に基づいて国際展開を進めることが適当としております。

まず、1点目は、戦略的な国際展開ということでございまして、これまでは東南アジア諸国を中心に展開してきたところでありますけれども、今後は全世

界に向け戦略的に国際展開を進める必要があるというものでございます。

22 ページ目をご覧ください。2 点目でございます。

これは、新しい電波利用を踏まえた国際展開ということで、これまでは、特に3・11以降、安全・安心分野というのをキーワードに柱立てをしてまいりました。ただ、今後は、このようなシステムに加えまして、例えばIoT、5G、衛星リモートセンシングといった新たな技術についても柱に加えていくべきではないかというものでございます。

3 点目が、他省庁とも連携したシームレスな支援の提供をするべきではないかということでございます。

23 ページ目をご覧ください。その他重要な課題でございます。

今回、検討期間は必ずしも長くなかったことから、重要な政策課題として取り上げたものの必ずしも議論が十分には深まらなかったものを2点挙げてございます。

1 点目がPS-LTEの導入に向けた取組、もう1点がセキュリティ対策の推進でございます。これらの課題につきましては、この懇談会として引き続き総務省の取組の進捗状況について注視するとまとめてございます。

以上が追加提言（案）の概要でございます。

私からの説明は以上でございます。

○吉田会長 どうもご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。はい。

○林委員 この報告書はよく練られたものになっていて、読んで非常に勉強になりました。特に私の関心のあるところでは、13頁の（無線機器の流通段階）に関するところですが、脚注7の媒介等事業者の定義は、平成20年のヤフーオークション事件等の先例に鑑みても整合的で、中身も限定されたものとなっ

ており、13頁の下から2段落目で、この媒介等事業者の義務が、努力義務と  
いったかたちであっても、もし法律の中に明記されることになれば、ある意味、  
非常に画期的なものですが、この報告書の書きぶりからすると、一足飛びに、  
法律上義務化するという方向を目指すのではなく、まずは基準不適合機器の流  
通抑止に向けた事業者の自主的な取組を求めるものとなっており、穏当なもの  
ではないかと思えます。まずはガイドライン等の制定により様子を見て、それ  
ではやはり実効性が伴わないということが判明した場合には、法律上義務化す  
るという方向も、この報告書では捨てていないというふうに理解してよろしい  
でしょうか。

○片桐電波政策課企画官　こちらにつきましては、今回、3回にわたりまして  
検討をしたところでございます。

そのうち1回は、プラットフォームの皆様からヒアリングなどもいたしま  
した。

ただ、この課題に対して、今後プラットフォームの皆様がどのように対応  
するかということが必ずしも明らかではなかったことから、今回、一足飛びに  
義務を課すことが適当と書くのではなく、ひとまずこういったことが考えられ  
るけれども、プラットフォーム側でほかに何かできることはあるのかという  
ことを、ある意味、問いかけいただいたところでございます。

この追加提言（案）につきましては、現在パブリックコメントに付されてお  
りまして、ここでプラットフォームの皆様からご意見をいただける見込みで  
ございます。

その中で、法的な義務がなくとも十分な取組をしていただける旨示されるの  
であれば、別のやり方も考えられるでしょうし、やはりそれを聞いても、なお  
義務をかけるべきだということでありましたら、そういうこともあるでしょう  
し、いずれにしろ、ここの部分については、パブリックコメントを踏まえて必

要に応じ再度書き直すことも考えられるという趣旨でございます。

○林委員 わかりました。現在、パブリックコメントに付されていることが理解できました。ありがとうございます。

以上でございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

1点、私のほうからも3番目のワイヤレスIoT人材の育成についてコメントさせていただきたいと思います。先ほど17ページの図表4等で、いわゆるユーザー企業においてそういった人材がかなり不足しているのではないかとご説明いただいたんですけども、こういった人材育成の話はわりといろいろなところで検討されていまして、例えば学会等でもリカレント教育といいますか、生涯教育に向けていろいろな取り組みがなされていますので、こういう学会などとの連携を視野に入れて取り組んでいただけるといいのかなとちょっと感じたところです。

多分そういうことも含めてこれから検討されるのかとは思ったんですけども、念のためコメントさせていただきます。

○片桐電波政策課企画官 ありがとうございます。今、おっしゃったことについては、18ページをご覧いただければと思うのですが、この文の一番上の段落でございます。

ワイヤレスIoTプランナーの段落の最後の2行目で、「総務省においては、ニーズのある業界団体等との連携を強化するなど」と書いてございまして、この「等」には、学会等も含まれておりますので、ご指摘の点も含め、これから幅広く検討することを想定しております。

○吉田会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○兼松代理 先ほどの林委員のコメントに関連するんですけども、プラット

フォームにおいて取引されている違法というか、法律に従わない商品というのはほかにもたくさんあると思いますけれども、もしこの電子通信機器にしまして何らかの義務なり、努力義務なり、プラットフォームに課されるようになるということであると、ほかの違法な商品の取引にも非常に影響があると思いますので、ぜひその点は前向きに取り組んでいただきたいと思います。

○吉田会長　ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告事項については終了いたします。どうもありがとうございました。

以上で、総合通信基盤局の審議を終了いたします。

総合通信基盤局の職員は退室をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

○吉田会長　それでは、情報流通行政局の職員に入室するよう連絡をお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

## 報告事項（情報流通行政局）

平成30年度民間放送事業者の収支状況

○吉田会長　それでは、審議を再開いたします。

報告事項「平成30年度民間放送事業者の収支状況」につきまして、井幡地上放送課長、吉田衛星・地域放送課長及び井上地域放送推進室長からご説明をお願いいたします。

○井幡地上放送課長　それでは、説明をさせていただきます。地上放送課長の井幡でございます。

資料の表紙にございますけれども、平成30年度民間放送事業者の収支状況につきましては、地上基幹放送事業者、それから、衛星系放送事業者、有線テレビジョン放送事業者、3つの区分に分けてご説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、資料の2ページでございます。

まず、地上基幹放送事業者の収支状況についてご説明させていただきます。

こちらの総括表にございますけれども、まず、テレビジョン放送事業者127社でございます。事業者の内訳といたしましては、テレビジョン放送単営社が95社、それから、AM放送・テレビジョン放送兼営社が32社となっております。

この内訳のところで変動がございますけれども、これは下の注記の4にございますが、従来、ラジオ・テレビ兼営でございました朝日放送株式会社が、認定放送持株会社への移行に際し、会社分割を行っておりますので、テレビジョン放送単営社が1社増、兼営社が1社減となっております。

テレビジョン放送事業者全体の数字でございますが、まず、売上高2兆2,124億円、それから、表の右側を参照いただきまして、営業損益が1,380億円の黒字、経常損益が1,692億円の黒字、それから、当期損益が1,197億円の黒字となっております。

当期損益を除きましては、いずれも減少傾向となっております。

続きまして、ラジオ放送事業者でございます。事業者数は全体で68社、内訳といたしましては、AM放送単営社が15社、短波放送単営社が1社、FM放送単営社が52社となっております。

ラジオ放送事業者全体の数字でございますけれども、まず、売り上げが1,128億円、それから、営業損益が12億円の黒字、経常損益が27億円の黒字、当期損益が85億円の赤字となっております。

この当期損益、85億円の赤字の要因でございますが、下の注記の6にござ



いますとおり、FM単営社のFM東京がV-Lowマルチメディア放送、いわゆるi-dio事業でございますけれども、これに関しまして特別損失101億600万円を計上した結果、FM東京単独で当期損失が91億5,500万円の赤字となっております。

この数字が大きく作用いたしまして、ラジオ放送事業者全体で当期損益におきまして85億円の赤字となっております。

その下の小計のところでございますが、テレビ・ラジオ合わせて、売上高が2兆3,252億円、それから、営業損益が1,393億円の黒字、経常損益が1,719億円の黒字、当期損益が1,111億円の黒字となっております。

コミュニティ放送につきましては、こちらにございます数字、ご覧のとおりでございます。

次に、3ページでございます。

事業別当期損益の黒字社・赤字社の数でございます。コミュニティ放送を除いておりますが、テレビ単営社については3社、ラ・テ兼営社については1社、AM・短波単営社については6社、FM単営社については12社が赤字の状況でございます。

それから、その下、収支状況の推移でございます。こちらもコミュニティ放送を除いておりますが、売上高、費用いずれにつきましても、平成23年度以降は増加傾向でございましたが、この2カ年度、平成29年度、30年度については減少傾向となっております。

次に4ページでございます。営業損益、経常損益及び当期損益の推移でございます。

こちらにつきましても、先ほどの売上高等と同様の傾向でございまして、この2カ年度については減少傾向となっております。

その下の（３）売上高営業利益率の事業別推移でございます。こちらにもコミュニティ放送を除いておりますが、全産業の平均値が４．４％という数字に対して、テレビについてはこの４．４％を上回る６．２％、他方、ラジオについてはFMが３．６％、AM・短波がマイナス１．９％ということで、いずれも全産業平均を下回っているという状況となっております。

次に、５ページでございます。売上高、営業損益のキー局等の構成比率の推移でございます。

まず、売上高でございますが、平成３０年度につきましては、一番右の図の数字でございます。在京キー局が４９．４％、在阪の準キー局が１０．６％、その他のテレビ・ラジオ等が４０％ということで、全体の約半分が在京キー局という状況となっております。

営業損益につきましてはその下のイに記載がございます。こちらにも平成３０年度の数字でございますが、売上高等と同様でございます。比率といたしましては、在京キー局が約半分、在阪準キー局が１割程度、その他のテレビ・ラジオ等が４割という状況となっております。

次に、６ページでございます。媒体別広告費の推移ということで、総広告費は６兆５，３００億円と横ばいからやや増加傾向にある中で、テレビ・ラジオいずれも減少傾向にあるという状況となっております。

インターネットが大きく伸びておりますけれども、平成３０年度でテレビとほぼ並んでいるような状況、今年度についてはインターネットが上回るのではないかという予測もされているところでございます。

地上基幹放送事業者に関するご説明は以上でございます。

○吉田衛星・地域放送課長 それでは、衛星系放送事業者につきましてご説明させていただきます。衛星・地域放送課長の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

7ページをご覧ください。

全体のたてつけ、この表の構成でございますが、大きく衛星基幹放送と衛星一般放送に分かれてございます。

衛星基幹放送の方は、その中で少し薄い水色になってございますが、BS放送につきましては民放のみでございます。NHKと放送大学は含まれておりません。このBS放送と東経110度CS放送に分かれてございます。

衛星基幹放送と衛星一般放送の合計が一番下の欄でございます。ご覧いただけますでしょうか。

一番最後の行に合計で衛星基幹放送事業者41社の合計といたしまして、営業収益の方は3,619億円、営業費用の方は3,316億円、営業損益の方は303億円となっております。

黒字は確保しておりますが、営業損益につきましては、前年度比増減率でマイナス14.5%ということで減少してございます。平成29年度は、約354億円でございますので、50億円ほどの減少ということでございます。

内訳のポイントを何点かご説明させていただきたいと思いますが、7ページ上部にお戻りいただきまして、衛星基幹放送の中のBS放送、この衛星放送事業の欄をご覧ください。

営業収益につきましては、2,181億円、ほぼ横ばいということになってございます。また、営業費用につきましては、1,979億円ということで、若干の増加ということでございます。営業損益につきましては、203億円ということで、こちらにつきましても、黒字を確保しておりますが、前年度比増減率でマイナス19.5%の減少となっております。

営業収益は視聴者ゾーンに向けた営業努力を事業者の方で重ねておりますけれども、やはりインターネットの動画配信等との競争の中で、視聴料収入が伸び悩んでいるということがございます。

また、キー局系BS放送の欄を見ていただきますと、営業収益756億円ということでマイナス1.3%の減となっております。

また、営業費用の方でございますけれども、昨年12月に始まりました新4K8K衛星放送の開始に伴いまして、機器の購入ですとか、番組の制作といったところでのコストがかかっているということもございまして、全体として営業損益の額というのは減っているということでございます。

東経110度CS放送でございます。こちらにつきましては、衛星放送事業の欄でございますが、営業収益789億円、また、営業費用の方は742億円ということで、いずれも増えております。営業損益につきましては47億円ということで、こちらは前年度比増減率でマイナス16.0%という数字になっております。こちらやはり4K放送開始に伴いまして費用が増えたことが要因と認識しております。

次は、衛星一般放送の方でございます。この欄を見ていただきますと、やはり加入者が減っているという事情がございまして、営業収益649億円ということで、マイナス12.0%ということになってございます。

8ページをご覧ください。黒字社・赤字社の状況でございます。

BS放送につきましては、3社が赤字となっております。また、東経110度CS放送につきましては、4社が赤字となっております。衛星一般放送の方は赤字社はございません。

平成29年度は5社が赤字でございましたが、今年は7社ということで、2社増えているという状況でございます。

全体として見ますと、BS放送、東経110度CS放送、また、衛星一般放送、それぞれ黒字額は確保しておりますけれども、その額は減少しているということで、やはりインターネットによる動画配信といったことによって競争状況が厳しくなっているといったことですとか、4K放送への投資の影響という

事情があると見ております。

以上でございます。

○井上地域放送推進室長 次に、有線テレビジョン放送事業、それから、ケーブルテレビ事業について説明させていただきます。9ページをご覧ください。私、地域放送推進室長の井上と申します。

まず、調査対象について簡単に説明させていただきます。表の注1をご覧ください。

対象自身は例年のままでございますが、念のため確認させていただきます。

調査対象は有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者で営利法人に限ってございます。自治体でケーブルテレビを行っている事業者は除いてございます。さらに営利法人に限った上で、IPマルチキャスト方式による事業者、例えばKDDI等ございますが、こちらはちょっと規模が大きゅうございますので、そういったIPマルチキャスト方式による事業者を除いて、全部で287社でございまして、こちらについては例年と対象が同一でございます。

その上で、全事業の総額についてご説明いたします。表の上段をご覧ください。全事業の総額の行でございます。

ケーブルテレビ事業以外にも通信事業等を含めた全事業の営業収益等についてご説明いたします。

営業収益につきましては1兆4,679億、前年度比8.5%増。営業費用につきましては1兆3,112億、前年度比9.0%増。それから、営業損益が1,567億円で前年度比4.5%増、経常損益が1,551億円、前年度比3.9%増で、当期の損益が1,015億円、こちらも前年度比3.2%増となっております。

このうちケーブルテレビ事業の営業収益等についてご説明いたします。表の

下の行をご覧くださいませ。

ケーブルテレビ事業につきましては、営業収益が5,030億円、前年度比で0.8%増、営業費用が4,495億円、前年度比0.8%増、営業損益が535億円、前年度比0.8%増となっております。

ケーブルテレビ事業に限って申し上げますと、微増ながら増収増益となっております。

次に、単年度黒字事業者及びその割合の推移についてご説明いたします。図の3-1をご覧ください。

単年度の黒字事業者及びその割合の推移につきましては、30年度287社中258社、割合にして89.9%が単黒を計上しております。

こちらは29年度と同じ数字となっており、横ばいの状況になっております。

図の3-2、ケーブルテレビ事業の収支状況の推移について最後にご説明いたします。

ケーブルテレビ事業の収支状況につきましては、例年、営業収益は毎年5,000億円前後、30年度につきましては5,030億円で微増となっております。ここ数年、営業収益についてはおおむね5,000億円前後、営業費用は4,500億円弱、営業損益は500億円強ということで推移しております。

以上、ケーブルテレビ事業の説明をさせていただきました。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

ただいま、地上基幹放送事業者から始まりまして、衛星系の放送事業者、そして、有線テレビジョン放送事業者の収支状況についてご説明いただきましたが、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

毎年こういうご説明をいただいたときにいつも感じるんですけれども、先ほ

どご説明の中で、6ページでしたでしょうか、媒体別広告費で、去年がテレビとインターネットがほぼ同額で、今年は逆転するのではないかという話がありましたが、やはりインターネットの広告費がすごく急激に増えているなど。

この絵で見ると、テレビはまあまあかもしれないんですけども、新聞とか雑誌が少し減り気味で、ラジオもほぼ横ばいかと思うんですけども、先ほどの収支を拝聴いたしますと、なかなか厳しい状況であるということでした。特に衛星放送などはまだいいのかなと思っていたんですけども、インターネットを使った動画配信事業者との競争等でなかなか厳しい状況であると伺い、インターネット以外のこれら様々なメディアの今後が気になるところです。

思い出したんですけども、以前この審議会に出ておりました、ある委員の先生から、ラジオの聴取者は確かにだんだん少なくなっているけれども、ラジオを生活になくってはならない魅力あるメディアとして非常に楽しみに聞いている方もいらっしゃるので、ぜひずっと続けてほしいというご意見を伺いました。確かに、考えてみますと、世代によって、こういうメディアとの親しみぐあいが随分変わってきているように感じます。かつては、私たち、比較的年の高い世代は、多くの方が従来のこういうメディアに非常に親しみを感じているのに対し、若い世代、すなわち、もう生まれたときからインターネットが身近にあったような世代は、どうしてもインターネットのほうに親しみをより感じる傾向にあるように思います。そういう傾向を考えますと、インターネット以外の従来のメディアの方々には、既にいろいろと知恵を出して対応策を考えておられるとは思うんですけども、やはりこの先かなりいろいろと手を打っていかないと、将来的に世代交代がだんだんすすんだ場合に大変ではないかなとこのデータを見ながらちょっと感じたところです。

ぜひそのあたり、総務省サイドからも可能な範囲でいろいろご支援等いただいて、うまくハッピーな形になるといいなと感じました。

何かほかの委員の方からございますでしょうか。

○吉田情報流通行政局長 済みません、よろしいでしょうか。

○吉田会長 はい。

○吉田情報流通行政局長 ちょうど会長からございましたので、今、まさにご指摘のように、どうやって経営を成り立たせていくかについてはいろいろな考え方がございますが、テレビ・ラジオは基本的には無料広告放送というモデルでやっておりますところ、資料の6ページを見ますと、インターネットが急激に伸びておりますので、媒体別のトータルとして広告費、広告マーケット自体は伸びているわけです。

ですから、今、まさにご指摘のように、やはりある程度知恵を出して行って、このインターネットの広告の伸びのところをどうやって自分たちのビジネスに生かしていくのかということは、事業者を考えていただかなければいけない問題と思っております。

私どもといたしましては、やはり放送の持っている社会的な機能、まさにそれは災害時などに顕著に現れると思いますが、それ以外のまさに放送法で目指すところの社会の安定的な機能というものを実現していくために、この放送、テレビ・ラジオ、その他、ここにあるような放送事業者が健全に運営されるということが重要だと思っております、そういう観点から総務省としてできることは何かということは考えてまいりたいと思っておりますが、やはりまずは全体としての広告マーケットは伸びているという実態を見ていただいて、個々の事業者にはやはりいろいろな知恵出しをして頑張っていただきたいと思っております。

○吉田会長 そうですね。確かに。ありがとうございます。

ほかに委員の先生方からはよろしいでしょうか。

○兼松代理 今期FM東京がちょっと大きく損を出されたということで、これ



も多分普通の放送だけでなく、何か新しいものを始めてこう事業基盤を確保していきたいというお考えもあった上で、結果的としてはちょっとうまくいかなかったということかと思うんですけども、来期以降はこれは、もちろんFM東京に聞かなければわかりませんが、改善されていって、通常の収支状況に戻るというような見込みではあるのでしょうか。

○井幡地上放送課長 今回の場合、特別損失ということでございますので、営業損益とは別のところの要因が多うございます。この特別損失を除けば、FM東京の今年度の営業損益ベースで見ると、例年とそれほど大きな変動はございませんので、そういう意味では、このi-d-i-o事業関連以外の部分では特に大きな問題は生じていないということでございます。

さらにつけ加えますと、FM東京はこの収支、損益のところとは別のバランスシート、資産が非常に大きな資産をお持ちでございますので、今回のこの100億円規模の特別損失があることをもって直ちにFM東京の経営が危うくなるという状況ではないというふうに認識しております。

○吉田会長 ほかによろしいでしょうか。

○林委員 1点だけ。

○吉田会長 どうぞ。

○林委員 済みません、会長が今、おっしゃったところに私も非常に関心があって触発された部分があるんですけども、これだと6ページです。

この統計、グラフは非常に興味深く拝見したんですけども、これを見ると、インターネット広告が急伸しているんですけども、他方でテレビ広告はさほど減少していないという感じも受けて、テレビ広告はある意味、非常にすぐれたビジネスモデルを依然として維持し続けているなという感じがしました。

他方で、インターネット広告というのはターゲティング広告であったり、ある種のデータビジネスみたいなところがあるので、マス向けの既存のテレビ

広告とは何か異なる存在というか、すみ分けみたいなところも何かできるのではないかという感じがして、これを見ると、そろそろテレビを逆転する兆しがありそうなんですけれども、全体として見た場合はテレビ広告市場もこれでパイを奪われるというのではなくて、ともに成長していく余地もあるのではないかという気もしているんですけれども、ただ、このあたり、視聴者層が高齢者に偏っていったりすると、今後どうなるかわからないんですけれども、今後の展望というのはどういうふうに見ておられるのか、ちょっと補足でご教示いただければと思います。

○井幡地上放送課長 林委員がおっしゃったとおりでございまして、私も同じ認識でございます。テレビの広告とインターネットの広告はやはり属性と異なりますか、広告の手法も異なりますし、見ている側の受けとめも多分違うと思うんです。

そういう意味では、テレビとインターネットというのが共存していく可能性は大いにあると思いますし、逆に放送事業者からすれば、テレビのところは今の状況を維持しつつ、インターネットの部分についても新たな取り組み等を通して、こういった部分も取り込んでいける可能性はあるのではないかというふうには思っております。

○林委員 ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

○長田委員 いいですか。

○吉田会長 はい。

○長田委員 済みません、その流れでいくと、テレビの視聴履歴を、ビッグデータというか何かそうやって使っていこうという動きは現実には起きているわけなんですけれども、それがどんどん進めば進むほど、やはり広告そのものが全てターゲットされた、それも真実かどうかかわからないターゲットされたものに何と

なく流れていくというのもちよっとどうかというのは個人的には思っています、やはりテレビという放送波を使って“マスメディアとして流しているもの”として、テレビ局としてはそこは守ってほしいと思っています。

今日も午前中に別の会議に出ていたときに、パネリストに出いらした先生が、とてもフィギュアが好きで、とにかくニュースでも何でも見ているので、フィギュア関係の情報ばかりが自分のPCやスマホ上で表示されるとおっしゃっていました。そういうことはあまり快くないということもおっしゃっていましたので、テレビ局の皆さんには、また承知しておいていただきたいと思っています。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

では、ほかに特にならなければ、本報告事項につきましては終了します。どうもありがとうございました。

以上で、情報流通行政局の審議を終了いたします。

情報流通行政局の職員は退室をお願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

## 閉 会

○吉田会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。答申書は所定の手続により、事務局から総務大臣宛てに提出してください。

なお、次回の開催日時は、12月18日水曜日の14時を予定しております。

それでは、本日の審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。